

武豊火力発電所リプレース計画に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

武豊火力発電所リプレース計画（以下「本計画」という。）は、中部電力株式会社（以下「事業者」という。）が、長期的な電力の安定供給等のために、同社の武豊火力発電所において、合計出力 112.5 万 kW の老朽化した石油火力発電設備を出力 107 万 kW の石炭火力発電設備に更新するものである。

本計画では、超々臨界圧（USC）の高効率な発電設備を採用するとしているものの、発電用燃料として石炭を使用することから、石油火力発電と比べて二酸化炭素排出量の増加が懸念される。また、本計画は、先般国において示された 2030 年度における電源構成及びそれを踏まえた温室効果ガスの削減目標と整合が図られたものとする必要がある。

計画段階環境配慮書手続は、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加えることで、重大な環境影響についてより柔軟な環境保全措置の実施を可能とするためのものである。また、その段階で収集された環境情報や環境配慮の検討内容は、その後の手続において効果的に活用されることが重要となる。

このため、事業者は、事業計画の検討及び環境影響評価の実施に当たっては、以下の事項を慎重に検討し、その結果を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書において丁寧に説明するとともに、環境に与える影響について回避、低減することが必要である。

1 全般的事項

- (1) 事業計画の検討に当たっては、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、できる限り環境影響の回避、低減に努めること。
- (2) 碧南火力発電所で発生する石炭灰等を埋立処分する次期石炭灰処分場計画は、本計画と工事及び供用の時期が重なるなど、複合的な影響が懸念されることから、当該処分場に係る環境影響も考慮して、本計画に係る環境影響評価を適切に実施すること。
- (3) 本計画において行われる浚渫による影響について、環境影響評価を適切に実施すること。

2 大気質

水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）が公布され、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀の排出が今後規制されることから、水銀について、可能な限り排出抑制に努めるとともに、環境影響評価を適切に実施すること。

3 騒音及び振動

工事中及び運転開始後の資材等の搬出入に当たっては、極力海上輸送に努めることなどにより、道路沿道環境への影響に配慮するとともに、環境影響評価を適切に実施すること。

4 動物・植物

- (1) 陸域の人為的に改変され管理されている場所についても、重要な種等が生息・生育していることから、環境影響評価を適切に実施すること。
- (2) 海域に生息・生育する動植物への影響について、碧南火力発電所から排出される温排水との重畳も考慮し、環境影響評価を適切に実施すること。

5 温室効果ガス等

- (1) 発電用燃料の種類及び施設の規模等を決定する際の、環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を明らかにすること。
- (2) 本計画が、国の二酸化炭素削減の目標と整合するものとなるよう、実効性ある取組を検討すること。
- (3) 二酸化炭素の回収・貯留（CCS）について、国の検討状況や技術開発状況等を踏まえ、将来の導入の可能性を検討すること。

また、バイオマス燃料の混焼や発電所内の省エネルギー化等による二酸化炭素排出削減対策について検討すること。

- (4) 事業者全体での二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に向けて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等に努めるとともに、電力供給先や地域に対する節電・省エネルギー行動の推進等の支援・啓発の実施についても検討すること。

6 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。また、インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。